

報告第 2 9 号

平成 1 5 年 9 月 2 5 日承認

建設部会道路調査分科会の事務事業調整方針について

建設部会道路調査分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 9 月 2 5 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第29号

協 議 会 報 告 項 目

建 設 部 会

道路調査分科会 11-4

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
11 - 4 - 1	道路等の占用許可及び占用料の徴収、工事施行承認等の業務	6/19			7/3	
11 - 4 - 2	法定外公共物の占用許可及び占用料の徴収、工事施行承認等の業務	6/19			7/3	
11 - 4 - 3	道路等の境界確認業務	6/19			7/3	
11 - 4 - 4	放置車両撤去業務	6/19			7/3	
11 - 4 - 5	法定外公共物の譲与に関する業務	6/19			7/3	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	建設部会
関係項目		分科会	道路調査分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 道路等の占用許可及び占用料の徴収、工事施工承認等の業務	・道路及び水路に関する占用・加工申請に対して、審査を行い、許可を行う業務 ・占用料が発生するものについては、道路占用料徴収条例により速やかに納入してもらう業務	・同左 ・同左	・同左 ・同左	・同左 ・道路占用料徴収条例は未設置のため占用料を徴収していない。(中部電力のみ占用料を諸収入、雑入で受け入れている。)	・同左 ・道路占用料徴収条例は未設置のため占用料を徴収していない。	・同左 ・平成15年4月1日から占用料を徴収。
2 法定外公共物の占用許可及び占用料の徴収、工事施工承認等の業務	道路及び水路に関する占用・加工申請に対して審査を行い、許可を行う業務 津市法定外公共物管理条例により占用料を徴収	同左 久居市法定外公共物管理条例により占用料を徴収	-	-	-	津市に同じ 安濃町法定外公共物管理条例により占用料を徴収
3 道路等の境界確認業務	市道及び本市が所有する公衆用道路又は用悪水路用地と隣接する土地との官民の境界確認を行う業務	同左	同左	同左	同左	同左
4 放置車両撤去業務	放置車両の通報に対し、放置車両か否かを判別するため、津警察署生活安全課とともに実地調査。放置車両と認められた場合、撤去お願い又は警告(文書)を貼付するとともに車内の遺留物、車体番号等から所有者が判明した場合、津警察署の方からお尋ね文書を送付し自主撤去を促す。所有者が判明しない場合、所有者等に連絡が取れず放置が長期間に及ぶ場合、津警察署立会いのもと撤去委託契約業務締結業者により撤去する業務	環境安全課が窓口担当で、市道等への放置があり、依頼があった場合に対応する。	放置車両の通報に対し、放置車両か否かを判別するため、津警察署生活安全課とともに実地調査。放置車両と認められた場合、警告文書を貼付するとともに車内の遺留物、車体番号等から所有者が判明した場合、警察署の方から撤去命令を出す。 「河芸町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」平成15年4月1日から施行	放置車両の通報に対し、放置車両か否かを判別するため、津警察署生活安全課とともに実地調査。放置車両と認められた場合、警告文書を貼付するとともに車内の遺留物、車体番号等から所有者が判明した場合、警察署の方から撤去命令を出す。	同左	放置車両の通報に対し、放置車両か否かを判別するため、津警察署に連絡し、実地調査を行う。放置車両と認められた場合、警告文書を貼り付けるとともに、車内の遺留物、車体番号等から所有者が判明した場合、津警察署より撤去するよう連絡してもらう。自主撤去の期間として約1ヶ月程度の期間を設けるが、期間経過後も放置状態が続く場合、業者に委託し撤去する。
5 法定外公共物の譲与に関する業務	財務省、国土交通省等で管理するとされていた国有財産(法定外公共物、法定内公共物)の管理を市に一部又は全部の管理を移すものであり、その譲与を受ける業務 平成16年度に終了する予定	同左	同左	同左	同左	同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 2. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 3. 現行のまま新市に引き継ぐ。 4. 河芸町の例により調整する。(合併と同時に) 5. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・同左 ・津市に同じ	・同左 ・同左	・同左 ・同左	同左 同左	許可基準等、占用料は、津市の例を基準に調整する。
同左 香良洲町法定外公共物管理条例により占用料を徴収	同左 一志町法定外公共物管理条例により占用料を徴収	同左 白山町法定外公共物管理条例により占用料を徴収	同左 美杉村法定外公共物管理条例により占用料を徴収	許可基準等、占用料は、津市の例を基準に調整する。
同左	同左	同左	同左	事務の詳細については、津市の例を基準に調整する。
放置車両の通報に対し、放置車両か否かを判別するため、久居警察署生活安全課とともに実態調査。放置車両と認めた場合、警告文書を貼付するとともに車内の遺留物、車体番号等から所有者が判明した場合、警察署の方から撤去命令を出す。自主撤去の期間として約一ヶ月程度の期間をもうけるが、期間経過後も放置状態が続く場合、業者に委託し撤去する。	久居警察署生活安全課に照会し、放置車両と判明した場合、久居警察署に相談の上、必要な処置を行う。	同左	放置車両の通報に対し、放置車両か否かを判別するため、久居警察署生活安全課に相談し、放置車両と認めた場合、車体番号等から所有者が判明した場合、自主撤去の期間を設けたうえで、村の方から撤去命令を出す。	
同左	同左	・同左	同左	事務の詳細については、津市の例を基準に調整する。